

業 務 従 事 等 届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所
氏 名
(電話番号 ー ー)
生年月日 ー ー 年 月 日生

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第13に規定する業務に（従事した・従事しなくなった）ので届け出ます。

1 （従事した・従事しなくなった）年月日

年 月 日

2 （従事した・従事しなくなった）施設名及び業務内容

施設名
所在地
職 種

3 従事しなくなった理由（従事しなくなったときのみ記入）

* 業務に従事した場合

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

施設長



注 従事届書として使用するときは、従事した施設長の証明をもらうこと。

別記第12号様式（要綱第21関係）

介護等の業務従事報告書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒

借受者 住 所

氏 名

(電話番号 — —)

生年月日

年 月 日生

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第21の2の規定により、介護等の業務の従事状況について、報告します。

就業 施設	名 称	
	所 在 地	
業務内容（職種）		
就 業 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
中 断 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
中 断 理 由		
就 業 事 実 の 証 明		上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 就業施設の長 印

※就業施設以下は、就業先施設長又は担当者が記載してください。

※業務内容は具体的に記載してください。

別記第 13 - 1 号様式 (要綱第 18 関係)

返 還 明 細 書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒

借受者 住 所

氏 名

㊞

(電話番号 ー ー)

生年月日

年 月 日生

次のとおり介護福祉士等修学資金を返還したいので、介護福祉士修学資金貸付事業等実施要綱第 18 の 1 の規定により提出します。

種 類	介護福祉士 ・ 社会福祉士
借用金額	修学費 (生活費加算を含む) 年 月 日から 月 額 円 年 月 日まで 箇月分 計 円
	入学準備金 (初回加算額) 円
	就職準備金 (最終回加算額) 円
	国家試験受験対策費 (介護福祉士修学資金借受者のみ) 円
	合 計 円
返還期間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで
1 回の 払込金額	
備 考	

再就職準備金 実務経験証明書

北海道社会福祉協議会会長 様

施設または事業所
所在地及び名称
代表者職名・氏名

⑨

※証明印の無いものは無効

交付担当者氏名
連絡先電話番号

下記の者の実務経験は以下のとおりであることを証明します。

証明年月日	年 月 日	※本証明書を記載している日にちを必ず記入してください。
在勤時の氏名	生年月日	
	年 月 日生	
事業所または施設名		
事業所または施設の 開始年月日	年 月 日	
事業所または施設の 種 別 (※1)		
介護職員等の業務 従事期間 (※2)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日間)	
上記従事期間における 従事日数 (※2)	日間	※従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください(休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数)
上記従事期間における 職 種 名 業務内容 (※1)	(職種) として	(業務内容) の業務に従事

証明書の交付担当者 様へ

① 証明書として無効な場合

貸付希望者が自書したもの(個人開業者は除く)、証明者の公印(職印・登記印)がないもの、施設または事業所名・従事期間・従事日数・職種・業務内容が不明なもの、訂正印がないもの、修正液の使用による修正等があるもの

② 内容は雇用関係書類(契約書、シフト表、職員配置図等)や介護記録に基づき、正確に記入してください。

③ 交付担当者に記入内容の照会・確認をさせていただくことがあります。

※1) 貸付対象要件となる介護職員等とは、下記のとおりです。

居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同法第115条の45第1項第2号イに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士法及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。)の業務である者

※2) 「介護職員等の業務従事期間」及び「上記従事期間における従事日数」については、下記資格取得後の期間・日数を記入してください。

介護福祉士、実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方、介護職員初任者研修を修了した方(介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(ホームヘルパー)1級課程、2級課程を修了した方を含む。)